

議第51号

三島駅北口広場条例の一部を改正する条例案

三島駅北口広場条例（平成13年三島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「市長」を「第5条の4第1項に規定する指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加える。

第5条の3の次に次の1条を加える。

（指定管理者による駐車場の管理）

第5条の4 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の入場及び出場の管理に関すること。
- (2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他駐車場の管理業務で、市長が必要と認めるもの

第6条の2第1項中「駐車場の駐車料金」を「利用料金」に、「額とする」を「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」に改め、同条第2項中「前項の駐車料金」を「利用料金」に、「使用」を「利用」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条中「市長は」を「市長及び指定管理者は」に、「使用料及び駐車料金を」を「市長にあっては使用料を、指定管理者にあっては利用料金を、それぞれ」に改め、同条第1号中「使用」の次に「又は利用」を加え、同条第2号中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第8条本文中「駐車料金」を「利用料金」に改める。

第9条の2第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、同条第2項前段中「により」の次に「指定管理者が」を、「ものとする。」の次に「指定管理者が」を加える。

第11条第2項中「市」を「指定管理者」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(市長による駐車場の管理)

第12条の2 第5条の2第2項、第6条の2第1項及び第2項、第7条、第8条、第9条の2並びに第11条第2項の規定は、指定管理者に代わって、市長が駐車場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、第5条の2第2項中「第5条の4第1項に規定する指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第6条の2第1項中「利用料金」とあるのは「駐車場の駐車料金」と、「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」とあるのは「額とする」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「前項の駐車料金」と、第7条中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長にあつては使用料を、指定管理者にあつては利用料金を、それぞれ」とあるのは「使用料及び駐車料金を」と、同条第2号中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条本文中「利用料金」とあるのは「駐車料金」と、第9条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同条第2項前段中「指定管理者が駐車場の」とあるのは「駐車場の」と、同項後段中「指定管理者が休止している」とあるのは「休止している」と、第11条第2項中「指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年5月16日提出

三島市長 豊岡武士